

平成 27 年度事業計画書

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

平成 27 年 3 月 27 日

目 次

[1] レコード等の普及に関すること	1～2
1. 「音楽 CD の再販制度」の維持	
2. レコードの需要拡大施策の展開	
3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施	
4. 日本音楽の海外展開の促進	
5. 大学寄附講座の開設	
6. RIAJ セミナーの開催	
7. その他	
[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集	2
1. 市場調査、産業統計の充実	
2. 音楽に関する消費者実態調査の実施	
[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること	2
1. 「文化庁芸術祭」への協力	
2. 「日本プロ音楽録音賞」の共催	
[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること	2～3
1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化	
2. 違法利用を抑止する啓発キャンペーン等の周知活動	
3. 著作権教育活動の実施	
4. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動	
5. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動	
6. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動	
[5] レコード等に関するデータの公表	3
[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の 取り決めならびに徴収および分配	3
[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実 演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および 分配	3～4
1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理の取組	
2. 教育・文化・冠婚葬祭分野のレコード利用集中管理事業の推進	
3. ロッカー型クラウドサービスに係る権利処理スキームの検討	
[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使 の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配	4

- [9] 私的録音録画補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配…………… 4
- [10] その他…………… 4～5
1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
 2. 国内・国外の団体、機関との連携活動
 3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営
 4. 業界規格（RIS）の制定と改正
 5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
 6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
 7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

以上

平成 27 年度事業計画書

平成26年の市況を振り返ると、音楽パッケージソフト（オーディオレコードおよび音楽ビデオの合計）の年間生産金額が前年比94%の2,542億円に減少したが、有料音楽配信の売上金額はPC・スマートフォン向けシングルトラックの年間売上金額が前年比118%、アルバムの年間売上金額が同121%、サブスクリプションサービスが同288%と大きく成長し、配信市場全体では前年比105%の437億円と5年ぶりにプラスに転じた。この結果、音楽ソフト（オーディオ+音楽ビデオ）の生産金額と有料音楽配信売上の合計は前年比95%の2,979億円となった。

このような業界環境を踏まえ、当協会では平成 26 年度より協会が担う役割を 4 つ（①業界の収益を「伸ばす」、②違法を「なくす」、③レコード産業への理解・著作権思想を「広める」および④業界の情報基盤整備により足元を「固める」）に整理し、優先度を付けて事業に取り組んでおり、平成 27 年度は、4 つの役割の観点から協会の既存事業の見直しを行うとともに、「需要拡大施策の展開」および「日本音楽の海外展開の促進」を中心に、業界の収益を「伸ばす」事業に特に注力して取り組む。

平成 27 年度の具体的な事業は以下の通りである。

〔事業活動〕

[1] レコード等の普及に関すること

1. 「音楽 CD の再販制度」の維持

- (1) 再販制度の弾力運用を推進するとともに、音楽文化発展の基盤となる再販制度の存置を引き続き求め、必要な諸施策を実施する。
- (2) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを継続開催する。

2. レコードの需要拡大施策の展開

- (1) 新人アーティスト育成の施策として昨年度実施した「Coming Next 2015」の結果を検証し、今年度の実施事業を決定する。
- (2) パッケージ需要拡大施策として、昨年度設置した「Music Jacket Promotion Committee」において「ミュージック・ジャケット大賞」と「ミュージックジャケットギャラリー」の連携を深めることにより、更なるユーザーの認知拡大を図る。また、「CDショップ大賞」については、第7回大賞の状況を検証した上で、第8回への支援について決定する。
- (3) デジタル配信の活性化のために、市場拡大施策を検討し、実施する。

3. 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

音楽業界で唯一、実績数字に基づく顕彰制度である「日本ゴールドディスク大賞」を継続して実施する。

4. 日本音楽の海外展開の促進

会員各社の海外展開を支援するため、情報収集と海外とのネットワーク構築に本格的に取り組む

- (1) 「東京国際ミュージックマーケット (TIMM)」への協力等、音楽産業・文化振興財団 (PROMIC) との連携を強化する。
- (2) 国及び関係機関に働きかけ、会員各社の海外展開への支援を求める
- (3) 海外とのネットワーク作りの一環として日本音楽プロモーション事業「J-MUSIC LAB」を実施する。
- (4) 会員各社が海外展開を行うに際し必要な情報を収集し、セミナー等を開催する。
- (5) 放送番組の海外展開促進に関する総務省施策を受け、平成 25・26 年度に引き続き、原盤権処理効率化を目的とした実験対応を行い、課題を検証する。
- (6) その他、関係省庁、関係団体等との連携により日本音楽の海外展開促進に資する適切な施策を検討し、実施する。

5. 大学寄附講座の開設

平成 26 年度に開設した明治学院大学の寄附講座を継続し、若年層のレコード産業・著作権制度に対する理解を深める。

6. RIAJ セミナーの開催

会員社へのタイムリーな情報提供を目的としたセミナーを定期的で開催するとともに、一部テーマについては広く一般公開も検討する。

7. その他

「Music J-CIS (Music Japan-Copyright Information Service) 協議会」の構成団体として、音楽権利情報データベースの充実を図る。

[2] レコード等に関する調査研究およびデータの収集

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品および音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

30 年目を迎える「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施し、経年変化を把握するコア調査と共に、必要に応じ特定テーマについて深掘り調査を行なう。

[3] レコードを通じた音楽文化の保存に関すること

1. 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請および審査に協力する。

2. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目的として継続実施する。

[4] 著作権および著作隣接権等の普及・啓発に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

- (1) 違法配信対策の専任組織「著作権保護・促進センター (CPPC)」での違法音楽ファイルの削除要請の継続実施など、違法対策の強化と効率化を図る。

- (2) 国外サイトに関しては、国際レコード産業連盟（IFPI）との連携により削除要請の対象を拡大するとともに、中国サイトについては、サイト運営事業者への直接訪問による協力関係の強化や「コンテンツ海外流通促進機構」（CODA）等関係団体との連携による対策強化を継続して実施する。
- (3) 違法な音楽利用を助長するスマートフォン向け有害アプリに関して、アプリ提供者等に対する注意喚起・警告活動や、アプリ削除要請、違法ファイルへのリンク切除要請、ファイル削除要請等を継続実施するほか、サイト広告事業者団体と連携し、有害アプリ情報を提供し、有害アプリ製作者への広告収入を断つ取り組みを行う。
- (4) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (5) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」（CCIF）の取組みに継続参加し、違法行為者に対する啓発メールによる注意喚起活動を継続する。
- (6) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に関して、発信者情報開示請求に基づく損害賠償請求や告訴等の対応を継続する。

2. 違法利用を抑止する啓発キャンペーン等の周知活動

音楽創造サイクルへの理解を促進させる著作権啓発活動や違法配信問題を訴求するキャンペーン等を実施する。

3. 著作権教育活動の実施

修学旅行生等への著作権教育など若年層への著作権教育の機会を増大するための取組みを強化する。

4. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

国内外の権利者団体等と連携を取りながら、レコード保護期間延長に向けた活動を継続する。

5. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

文化庁著作権分科会の審議会における検討に参画し、他の権利者団体と連携して補償金制度に代替する新たな対価還元制度の検討を継続して行う。

6. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と連携して制度創設に向けた関係省庁への働きかけを継続して実施する。

[5] レコード等に関するデータの公表

レコード産業への理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広報する。

[6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、金額の取決めならびに徴収および分配

二次使用料を安定的に確保するために、放送・有線放送事業者との間で協議を実施し、使用料水準の維持確保に努める。

[7] レコードに関するレコード製作者の複製権、譲渡権および送信可能化権等ならびに実演家の送信可能化権等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

1. 放送番組のネット配信にかかる集中管理の取組

会員社・利用者双方から要望がある利用形態への集中管理範囲の拡大を検討するほか、放送番組のネット配信について、新規許諾申請案件への対応と現行使用料規程の見直しを適宜行う。

2. 教育・文化・冠婚葬祭分野のレコード利用集中管理事業の推進

教育・文化系催事に係る一任型集中管理事業の安定化を図りつつ、管理対象拡大に向けて取り組む。冠婚葬祭分野についてもマーケット情報を収集しながら、一任型集中管理事業化に向けた課題を検証する。

3. ロッカー型クラウドサービスに係る権利処理スキームの検討

平成 26 年度文化庁著作権分科会の小委員会において音楽権利者団体から提案したワンストップ型の権利処理スキームについて、実現に向けた検討を推進する。

[8] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配

貸レコード使用料等の新分配スキームについて、運用の安定化・効率化を図る。

[9] 私的録音補償金に関する指定管理団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の受領および分配

私的録音補償金管理協会（sarah）の構成団体として、私的録音補償金制度の円滑な運用を支援する。

[10] その他

1. 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見を表明する。

2. 国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟（IFPI）およびアメリカレコード協会（RIAA）等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3. 「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4. 業界規格（RIS）の制定と改正

CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格（RIS）について必要な制定・改正を行う。

5. “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動

音源の識別に利用される“ISRC”（国際標準レコーディングコード）の国内登録管理機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

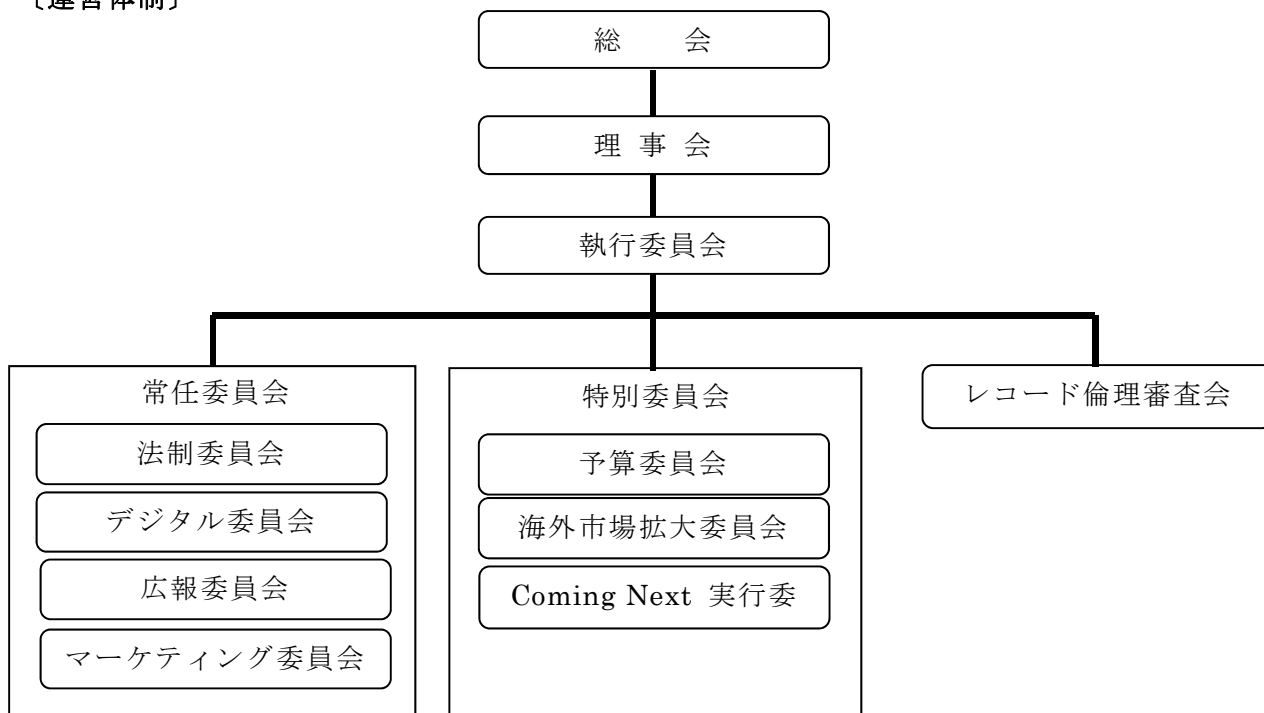
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設（児童福祉施設、老人ホーム等）の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和 38 年（1963 年）から毎年実施しているレコード（CD）寄贈事業を平成 27 年度も継続する。

7. 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

- (1) 放送局向けオンラインプロモーション実証実験を継続し、その結果を踏まえて今後の取り組みを検討する。
- (2) 会員社業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを引き続き把握する。

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係官庁並びに関係団体の協力を得て業務を推進する。

以上